住所　さいたま市西区大字宝来1761番地
黄貴毅　昭和52年7月27日生
黄慧暢　平成19年10月30日生
黄慧鴻　平成22年7月1日生
住所　東京都板橋区前野町2丁目19番14―407号
モン・エ・サ　昭和44年5月17日生
セン・セン・ヌ　昭和55年1月5日生
モン・タケシ　平成15年9月4日生
住所　広島県安芸郡海田町三迫1丁目20番17号
李榮石　昭和33年12月10日生
沖淳子　昭和35年8月20日生
李柏道　昭和58年8月19日生
李宣道　昭和59年9月22日生
李俊道　平成6年8月4日生
住所　神戸市中央区中山手通2丁目10番2―401号
李生美　昭和63年3月23日生
住所　奈良市芝辻町3丁目5番18―101号
朴正勲　昭和41年10月31日生
住所　大阪府東大阪市横沼町1丁目12番4号
宋明鋭　平成4年9月4日生
住所　大阪府門真市寿町20番38号
許容妃　昭和39年7月8日生
住所　大阪市天王寺区上本町1丁目2番19―403号
夫由麻　平成3年12月6日生
住所　大阪市天王寺区上本町1丁目2番19―403号
夫昇　平成6年8月3日生
住所　兵庫県姫路市御国野町国分寺187番地7
グエン・ティ・キム・カン　昭和61年7月11日生
住所　名古屋市南区大同町5丁目7番地5
張敬中　昭和47年10月22日生
張瑞熙　平成13年4月6日生
張瑞綺　平成20年2月7日生
住所　東京都葛飾区東立石4丁目28番7―603号
庄琳　昭和54年1月21日生
住所　横浜市緑区東本郷4丁目7番5―405号
郎麗萍　昭和42年5月23日生
李海珍　平成元年5月26日生
李英俊　平成7年6月16日生

○外務省告示第百三十一号

平成二十五年九月十六日にディリで、人道的援助及び災害救助活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十六年三月二十八日に効力を生じた。

平成二十六年四月十一日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

人道的援助及び災害救助活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の協定

日本国政府及び東ティモール民主共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

国際社会が、人道的援助及び災害救助活動の分野において、協力を一層実効あるものとするために各国の能力を向上させることの必要性を考慮し、

人道的援助及び災害救助活動の分野における教育及び訓練のための両締約国政府間の協力が、前記の必要性を満たすことに貢献し、安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会の努力に寄与することを認識し、

当該協力が、メティナロ基地に所在する東ティモール民主共和国その他の国の要員との意見の交換等の活動を通じて、前記の分野における日本国政府の能力を向上させるものでもあることを認識し、

当該協力の推進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約国政府は、次の目的のために、人道的援助及び災害救助活動の分野における教育及び訓練に関する協力（以下「協力」という。）を促進するよう努力する。

(a)　人道的援助及び災害救助活動の分野における両締約国政府の防衛当局の能力を向上させること。

(b)　安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会による努力を国際連合憲章に適合した方法で促進すること。

2　協力は、それぞれの国において効力を有する法令及びそれぞれの国の予算に従うことを条件として、この協定に定める条件に従い、次の形態において行うことができる。

(a)　人道的援助又は災害救助活動に関する日本人専門家（第四条2を除き、以下「専門家」という。）を東ティモール民主共和国に派遣し、東ティモール民主共和国政府の指定された防衛当局の要員に教育及び訓練を提供すること。

(b)　協力の事前調査又は事後措置を行うため、日本国の調査団（第四条2を除き、以下「調査団」という。）を東ティモール民主共和国に派遣すること。

第二条

1　協力は、両締約国政府の指定された防衛当局により実施される。

2　この協定の下で実施される協力についての個別の計画に関する取決めが、両締約国政府の指定された防衛当局間で作成される。日本国政府の指定された防衛当局は防衛省であり、東ティモール民主共和国政府の指定された防衛当局は国防・治安省である。

第三条

東ティモール民主共和国政府は、協力の結果として東ティモール民主共和国政府の指定された防衛当局の要員が取得した技術及び知識が第一条1(b)に規定する目的のために使用されることを確保する。

第四条

1　東ティモール民主共和国政府は、次の措置をとる。

(1)(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(2)(a)　専門家及び調査団の遂行に必要な適当な訓練場、事務所その他の施設を自己の負担で提供し、並びにそれらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家及び調査団の任務の遂行に必要な食料、水、電気、燃料及び支援要員を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及び調査団の任務の遂行のため、第六条1に規定する設備、機械及び資材の適切な維持及び保管を自己の負担で行うこと。

(d)　専門家及び調査団の構成員に対し、医療上の便宜を可能な範囲で提供すること。

(3)(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、その任期中、東ティモール民主共和国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、専門家及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　東ティモール民主共和国政府は、人道的援助又は災害救助活動に関する日本人専門家及び日本国の調査団の構成員に対し、東ティモール民主共和国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家及び調査団の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

3　この協定のいかなる規定も、一般国際法に基づいて軍の要員に対して与えられる特権及び免除を少しも害し、又は減ずるものではない。

第五条

東ティモール民主共和国政府は、専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該専門家及び調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が専門家又は調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両締約国政府が合意する場合は、この限りでない。

第六条

1　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であって日本国政府の指定された防衛当局が用意するものは、引き続き、日本国政府の指定された防衛当局の財産とする。

2　1に規定する設備、機械及び資材の亡失又は損傷について、その亡失又は損傷が、専門家又は調査団の構成員以外の要員の重大な過失又は悪意により生じた場合には、東ティモール民主共和国政府は、日本国政府の指定された防衛当局に対し賠償する。

3　東ティモール民主共和国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除する。

4　東ティモール民主共和国政府は、専門家及び調査団の構成員に対し、1に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。